

「部会の設置及び審議会の議決の特例について（次第5）」関係資料

●盛岡市男女共同参画推進条例（抜粋）

第27条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

●盛岡市男女共同参画審議会実施要綱（抜粋）

第3 審議会の運営を円滑に行うため、条例第27条の規定に基づき、別表2に掲げる部会を置く。

別表2 部会の設置（第3関係）

名称	所管事項	組織
<u>苦情調整部会</u>	条例第22条の規定に基づく苦情の申出への対応及び措置に関する調査審議に関すること。	委員3名以内

第4 条例第28条の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とする特例の適用については、委員の委嘱後に開催する審議会において、会長が審議会に諮って定める。

●苦情があった際の流れ

